

大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）の趣旨等にとり、本市が推進する歯と口腔(くう)の健康づくり（歯科疾患の予防、治療等による歯、口腔(くう)その他全身の健康の保持及び増進をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、本市の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策（本市が実施する歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策をいう。以下同じ。）の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策は、次に掲げる基本理念にとり行われなければならない。

- (1) 市民が、歯と口腔(くう)の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯及び口腔(くう)とこれらの機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔(くう)の健康づくりを推進すること
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔(くう)の健康づくりを推進すること

(本市の責務)

第3条 本市は、前条の基本理念にとり、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(保健医療等関係者の責務)

第4条 保健医療等関係者（法第4条に規定する歯科医療等業務その他保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務であって歯と口腔(くう)の健康づくりに関するものに従事する者をいう。）は、歯と口腔(くう)の健康づくりに資するよう、適切にその業務を行うとともに、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、従業員の歯と口腔(くう)の健康づくりの推進を図るため、従業員が定期的な歯科検診の受診等（定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができるために必要な配慮をするよう努めるとともに、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、歯と口腔(くう)の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的な歯科検診の受診等を行うことにより、歯と口腔(くう)の健康づくりに努めなければならない。

(施策の推進)

第7条 本市は、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策として、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 歯と口腔(くう)の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発並びに歯と口腔(くう)の健康づくりに関する市民の意欲を高めるための運動の促進
- (2) 市民への定期的な歯科検診の受診等の勧奨
- (3) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的な歯科検診の受診等を行い、又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的な歯科検診の受診等を行い、又は歯科医療を受けることができるようにするための必要な施策
- (4) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患及びその重症化の予防のための施策
- (5) 歯と口腔(くう)の健康づくりに関する調査及び研究並びにこれらに関する情報の公表
- (6) 保険者(社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)第1条に規定する保険者をいう。)に対する被保険者等が定期的な歯科検診の受診等を行うことができるようにするための必要な施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関し必要な施策

(施行の細目)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。